



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

18 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課) 1
19 指定自立支援医療機関の指定	(〃) 1
20 清算法人稻原西土地改良区の清算人の就任	(農業農村整備課) 1
21 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課) 2

○ 公告

和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定	(港湾空港課) 2
和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者の指定	(〃) 2
和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の指定管理者の指定	(〃) 3

○ 監査公表

監査公表第1号 3
---------	---------

告 示

和歌山県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300483	わかば園第二作業所	新宮市木ノ川八反田84-1	就労継続支援B型	特定無し	社会福祉法人わかば福祉会	新宮市下田二丁目6番40号	平成27.1.1

和歌山県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成27年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
日赤前薬剤師会営薬局	和歌山市小松原通四丁目24番地	大桑邦稔	平成27.1.5

和歌山県告示第20号

清算法人稻原西土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成27年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した清算人

氏名	住所
中善市	日高郡印南町大字南谷1377番地の1
東岩雄	日高郡印南町大字明神川411番地
楠本太一	日高郡印南町大字明神川122番地
松本英二	日高郡印南町大字明神川92番地
寺井弘	御坊市明神川462番地
中村英治	御坊市明神川1107番地
岡貞夫	日高郡印南町大字南谷803番地
谷口邦夫	日高郡印南町大字南谷375番地
田端耕一	日高郡印南町大字南谷717番地
橋本壽一	日高郡印南町大字南谷858番地の2

和歌山県告示第21号

平成26年和歌山県告示第1380号（以下「告示第1380号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 所在が不分明である通知の相手方

西牟婁郡白浜町大古680

中谷三次郎

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1380号のとおり

公 告

公 告

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）第21条第1項の規定により、和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定の対象施設 和歌浦漁港指定漁港施設（物揚場、桟橋、船揚場、岸壁、泊地、道路、漁港施設用地、漁港環境整備施設、駐車場）

2 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦

和歌山県和歌山市新和歌浦5番23号

3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年1月13日

1 指定の対象施設

(区域) 陸域面積20,038m² 水域面積28,355m²(建物等) 鉄骨造一部2階建 延床面積317.66m²鉄骨造3階建 延床面積1,434.11m²鉄骨造2階建 延床面積328.00m²鉄骨造2階建 延床面積642.97m²

2 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

和歌山県和歌山市毛見1514番地

3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定の対象施設

(区域) 陸域面積21,418m² 水域面積43,598m²(建物等) 鉄骨造2階建 延床面積890.91m²

2 指定管理者 株式会社マリンルームオオタ

和歌山県和歌山市太田485番地

3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

監査公表

和歌山県監査公表第1号

平成26年8月26日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月13日

和歌山県監査委員 保田栄一
和歌山県監査委員 足立聖子
和歌山県監査委員 井出益弘
和歌山県監査委員 宇治田栄蔵

1 海草振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 <p>(1) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていた事例が散見されたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、夜間帰着にもかかわらず、早朝出発夜間帰着欄への記載漏れ及び日当の調整漏れがあったので適正に処理されたい。</p> <p>(3) 漁船登録謄本交付請求書に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 外出承認について、外出承認簿、超過勤務・休日</p>	注意事項 <p>(1) 旅行命令の手続で処理すべき旅行と、外出承認の手続で処理可能な旅行について周知し、旅費制度に基づき適正な事務処理を行うよう徹底している。</p> <p>(2) 早朝出発夜間帰着欄が設けられている趣旨及び記載の必要性について周知し、旅費制度に基づき適正な事務処理を行うよう徹底している。</p> <p>(3) 消印を直ちに行うよう周知し、和歌山県証紙取扱要領に基づき適正な事務処理を行うよう徹底している。</p> <p>(4) 関係帳簿との整合性及び適正な記載について注意</p>

<p>勤務命令簿兼振替整理簿、自動車等使用台帳に記載された時間に食い違いが見られる事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 超過勤務命令を行っているが、旅行命令簿が作成されていない旅行があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>喚起するとともに、公用車運転業務に係る超過勤務手当制度について周知し、適正な記載及び超過勤務手当制度の適正な運用を行うよう徹底している。</p> <p>(5) 旅行命令簿の作成漏れについて注意喚起を行い、複数の職員による旅行命令簿の作成については、職員間で十分情報共有を行い、役割分担を図るなど遗漏のないよう徹底している。</p>
---	--

2 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約288万円となっており、前年度に比し約212万円減少している。 今後とも、収入未済額の減少に努められたい。</p> <p>(3) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 全所属職員に周知し、以後、路程100キロメートル以上の公用車による旅行については、旅行命令簿を作成している。</p> <p>(2) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも、貸付けの趣旨の徹底を図っている。</p> <p>また、過年度分の未収金については、電話及び文書による償還指導を継続的に行い、それでも応じない場合は、訪問や面接を行い、本人の実情等を確認しながら、粘り強い償還指導を行っている。</p> <p>(3) 交通事故防止の徹底と安全運転の励行については、朝礼時等機会あるごとに、職員にその周知と徹底を図っている。</p> <p>なお、昨年度においては、交通事故を起こした職員について、交通センターで実地研修を受講させ、その技能の向上を図ったところであり、全職員に対しては、海南警察署から講師を招き、安全運転の心構え等についての研修を行う等、その徹底を図っている。</p>

3 海草振興局建設部

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料等の収入未済額は、平成25年度末で約5万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。 今後も未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 都市公園占用料等の収入調定について、使用日数の計算方法の誤りによる戻出の事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(4) 道路愛護会及び河川愛護会の愛護活動に対する報償費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 市堀川遊歩道管理委託業務契約の委託費の支出を行っているが、委託業務実績報告書を受領していかなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者への調査及び督促を行い、未収金の回収と新たな未収金発生防止に努めている。</p> <p>(2) 公園管理台帳等のデータ整備を行い、占用料金をより把握及び管理できるように改善している。</p> <p>(3) 今後も交通ルールを遵守し、事故のないように安全運転に努めている。</p> <p>(4) 支出負担行為を行い、交付額を決定した上で支出するように改善している。</p> <p>(5) 実績報告書の提出を受け、検査し、適當と認めた時に引渡しを受け、委託費を支出するよう徹底している。</p>

4 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>機械警備業務委託において、次の不適正な事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 簡易公開調達落札者の契約辞退に係る経緯を示す書面の作成をしていなかったとともに、入札参加資格停止要領による辞退業者に対する措置が講じられていなかった。</p> <p>(イ) 落札者の契約辞退に伴う随意契約において、二者以上からの見積りを徴さず、契約額が簡易公開調達の落札額を上回るとともに、支出負担行為が会計課に合議されていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>本事項については、次の通り処理を行った。</p> <p>(ア) 契約辞退に至った経緯については、当方が提示した仕様にも不備があったと考えられたため、落札結果 자체が無効との誤った判断をしてしまい、結果として適正な措置を講ずることを怠った形となつたものであり、今後は制度に対する認識を深め、このようなことのないよう十分留意する。</p> <p>(イ) 当該随意契約については、簡易公開調達に付したが契約には至らなかつたことから、一者見積りで足りる事例に該当するとの誤った判断をしたものであり、支出負担行為の会計課への合議を怠つたことも、当方の認識不足によるものであり、今後このようなことのないよう十分に留意する。</p> <p>なお、平成26年度の業務委託にあっては、仕様書も見直し、契約事務も適正に行っている。</p>

5 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 実習用教材車として軽自動車6台（合計評価額6,961,500円）の寄附を受け入れているが、地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）第3条の規定により、学院長が専決できる事項に該当しないので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 教材車の受入れについて、総務事務集中課と労働政策課との協議により、1台当たりの評価額として事務処理を行うよう指導があったところであるが、地方機関事務決裁規程における長の専決事項の確認を失念していたことが要因であることから、事務処理に際し、関係諸規程を確認するなど適正な事務処理に努めていく。</p> <p>(2) 職員一人一人の認識不足によるものため、予備監査後、職員に対し当該通知を配布するとともに説明を行い、物品納入時における点検確認を徹底させた。</p>

6 和歌山県立和歌山商業高等学校

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>フェリー車両航走料に係る随時の資金前渡について、精算戻入が遅延していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>資金前渡事務の精算戻入遅延については、今後このようなことのないよう、職員に適正な事務処理を行うよう徹底を図った。</p>

7 和歌山県立紀北支援学校

監査実施年月日 平成26年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>支出負担行為額を誤って入力したため、契約額以上の金額で支出命令を行い、過払金額について戻入調定を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>誤った額で過払したことについては、戻入処理を行うとともに、今後このようなことのないよう複数人においてチェックの上、事務処理を行うよう徹底を図った。</p>

8 和歌山県男女共同参画センター

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 報償費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 取得価格3万円以上の備品(DVD映画)の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤るとともに、消耗品費で支出していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は複数人によるチェック体制を強化し、適正な会計処理を行っていく。</p> <p>(2) 該当事案については、追給を行うとともに、旅行命令及び外出承認の記載方法等を職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 該当事案については、返納処理を行うとともに、適正に区分し記載するよう職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 支出科目及び支出負担行為の整理時期については、今後、適正な事務処理を行っていく。</p>

9 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 敷地内の「出土遺物整理用プレハブ用地」について、プレハブ増築に伴い土地の使用面積が増加したにもかかわらず、行政財産の目的外使用の変更許可手続がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、勤務公署から出発しているのに誤って直行と記載していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用の変更許可手続については、管財課と協議の上、速やかに手続を行った。今後は、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(2) 旅行命令簿の記載誤りについては、必要な処理を行い、旅費の返納を行った。今後は、チェック体制を厳重にし、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

10 和歌山県立向陽高等学校・中学校

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿の記載誤りについては、必要な処理を行い、不足分の旅費については、追給を行った。今後は、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

11 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱に定める方法によらない修繕業務があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>修繕業務については、和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱に基づき、適正に事務処理を行うよう徹底を図った。</p>

12 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、用務地の記載誤りがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿に用務地の記載誤りがあった事例については、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

13 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、別途支給の記載がなされず、二重に支払されていたので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>なお、当該誤りが判明した後に過支給分は返納されていた。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅費別途支給の旅行を行う場合については、旅行命令簿に必ず旅費別途支給の旨を記載し、適正な処理を行うよう職員に周知徹底を図った。</p>

14 和歌山県立青陵高等学校

監査実施年月日 平成26年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿において、複数人による年度当初の現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていた事例が散見されたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、不適正な早朝出発夜間帰着の日当調整が行われていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱に定める方法によらない修繕業務があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿における年度当初の現物確認については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、複数人によりチェックを行うよう徹底を図った。</p> <p>(2) 平成25年度外出承認簿を検査の上、旅行命令すべきものは旅行命令及び旅費支出を行った。</p> <p>また、適正な旅行命令及び外出承認について全職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 平成25年度旅行命令簿を検査の上、必要な処理を行い、過払の日当は返納させた。</p> <p>また、適正な旅行命令について、全職員に周知徹底を図った。</p> <p>(4) 修繕業務については、和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱に基づき、適正に事務処理を行うよう徹底を図った。</p>